

転出手続きチェックリスト（郵送・オンライン手続き用）

窓口番号 (窓口名)	項目	必要な手続き	手続き方法	確認欄	連絡先 市外局番 (0165)
1 住民票・戸籍証明	<input type="checkbox"/> 転出届	市外に引越する場合は、転出の届け出が必要です。 ※転出予定日の14日前から手続きできます。	<p>〈郵送で転出の届け出をする場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 転出届を送付してください。 ● 受理後、転出証明書を返送します。 ※マイナンバーカードをお持ちの方へは、転出証明書を送付しません。転入先の市区町村にマイナンバーカードを持参し、転入手続きをしてください。 <p>〈オンラインで転出の届け出をする場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 転出届受付後、マイナポータルに受付完了の通知をします。 ● 転入先の市区町村にマイナンバーカードを持参し、転入手続きをしてください。 		市民課 戸籍住民係 ☎26-7577
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの住所変更 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードの住所変更	士別市での手続きは必要ありません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 転入先の市区町村でマイナンバーカードの継続利用の手続きをしてください。 (暗証番号が必要になります) 		
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録	転出予定日で廃止になります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑登録証は、郵送で返却するか、ご自身で破棄してください。 		
2 国保・後期高齢者・年金・医療費助成	<input type="checkbox"/> 国民健康保険	国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「健康保険証」「限度額認定証」を郵送で返却してください。 ※転出先市区町村への転入日以降は、士別市発行の保険証は使用できません。 		市民課 医療年金係 ☎26-7703
		保険税額が変更になる場合、後日納付書を郵送します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 納期限までに納めてください。 		
		保険税額が変更になり、還付が生じる場合、還付先口座の届出が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ● 還付先口座申出書を送付しますので、返送してください。 		
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険	後期高齢者医療保険の資格喪失手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「健康保険証」「限度額認定証」を郵送で返却してください。 ※転出先市区町村への転入日以降は、士別市発行の保険証は使用できません。 ● 道外へ転出する方は「負担区分等証明書」を送付しますので、転入先の市区町村へ提出してください。 		
		保険料額が変更になる場合、後日納付書を郵送します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 納期限までに納めてください。 		
		保険料が変更になり、還付が生じる場合は、還付先口座の届出が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ● 還付先口座申出書を送付しますので、返送してください。 		
	<input type="checkbox"/> 国民年金	海外へ転出する場合は手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の年金についてご案内がありますので、担当へお問い合わせください。 (任意加入、保険料精算等の手続き) 		
	<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療費助成	重度心身障がい者医療費助成の資格喪失手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「受給者証」を郵送で返却してください。 ● 資格喪失届を送付しますので、返送してください。 		
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「受給者証」を郵送で返却してください。 ● 資格喪失届を送付しますので、返送してください。 			
<input type="checkbox"/> 乳幼児等医療費助成	乳幼児等医療費助成の資格喪失手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「受給者証」を郵送で返却してください。 ● 資格喪失届を送付しますので、返送してください。 			

窓口番号 (窓口名)	項目	必要な手続き	手続き方法	確認欄	連絡先 市外局番 (0165)
3 市税証明・税金	□原付バイク（125cc以下）小型特殊自動車（農耕用含む）の届出	車両の主たる定置場を転入先の市区町村に変更する場合は、手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●標識返納書を送付しますので、士別市が交付した「標識（ナンバープレート）」とあわせて返送してください。 ●標識の返納後、士別市から「申告受付書」を送付しますので、転入先の市区町村で新たに標識を取得してください。 ※転入先の市区町村窓口で士別市の標識を返却できる場合がありますので、転入先の市区町村にご確認ください。 		税 務 課 市民税係 ☎26-7720
	□市税の納付	<p>納期限が過ぎている市税があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国保税 <p>納期がこれから到来する市税があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 	<ul style="list-style-type: none"> ●納付書を同封しますので、最寄りのコンビニ店舗等で早急に納付してください。 		税 務 課 納 税 係 ☎26-7718
4 上下水道・公営住宅	□上下水道	上下水道を使わない場合は、使用中止の手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●使用中止の手続きは、電話やHPからでもお受けできます。 ※使用中止の手続きしないと、基本料金が掛り続けます。 ※HPは「インターネットによる上下水道の使用開始・中止等の受付」をご覧ください。 		上下水道局 経営料金係 ☎26-7725
	□公営住宅	公営住宅の退去手続きや同居者の転出手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●状況により必要な手続きが異なりますので、転出の届け出前に担当までお問い合わせください。 		建 築 課 住 宅 係 ☎26-7726
5 市民相談・自治会	□しべつ霊園 市内共同墓地	しべつ霊園または市内共同墓地の使用者は、住所変更の手続きが必要です。 ※使用者とは、墓地使用权を有する方です。	<ul style="list-style-type: none"> ●住所変更届出書を郵送しますので、返送してください。 （必要書類） ・墓地使用者の新しい住所の住民票（本籍の記載があるもの） ・墓地使用許可証 ●住所変更届出書の受理後、折り返し士別市から「墓地使用許可証」を郵送します。 		都市環境課 環 境 係 ☎26-7734
	□畜犬登録	<p>犬も一緒に転出する場合、士別市での手続きは必要ありません。</p> <p>飼い主を変更する場合、手続きが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●転入先の市区町村で手続きをしてください。 ●飼い主変更届を提出してください。 ※新しい飼い主が申請者になります。 ●郵送による届け出を希望する場合は、担当へ連絡してください。 		朝日支所 地域生活課 ☎28-2121
7 福祉まるごと相談窓口	□児童手当	児童手当受給事由消滅の手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当受給事由消滅届を郵送しますので、返送してください。 		こども・子育て 応援課 子育て支援係 ☎26-7759
	□児童扶養手当	児童扶養手当の住所変更の手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当住所変更届を郵送しますので、返送してください。 ●転入先の市区町村へ「受給者証」を提出してください。 		

窓口番号 (窓口名)	項目	必要な手続き	手続き方法	確認欄	連絡先 市外局番 (0165)
7 福祉まるごと相談窓口	□介護保険	介護保険の資格喪失手続きが必要です。	●「介護保険被保険者証」「限度額認定証」「負担割合証」を郵送で返却してください。 ※転出先市区町村への転入日以降は、士別市発行の保険証は使用できません。		高齢者福祉課 高齢者係 ☎26-7749
		保険料が変更になり、還付が生じる場合、還付先口座の届出が必要です。	●還付先口座申出書を送付しますので、返送してください。		
		各種サービスの喪失手続きが必要です。	●状況により必要な手続きが異なりますので、別途ご案内します。		
		保険料・サービス利用料に未納がある場合、納付方法の確認が必要です。	●状況により必要な手続きが異なりますので、別途ご案内します。		
	□身体障害者手帳 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳	士別市での手続きは必要ありません。	●転入先の市区町村で、各種手帳の住所変更手続きが必要です。		地域福祉課 地域福祉係 ☎26-7744
□自立支援医療	士別市での手続きは必要ありません。	●転入先の市区町村で、自立支援医療の住所変更手続きが必要です。			
□特別児童扶養手当 □特別障害者手当 □障害児福祉手当	士別市での手続きは必要ありません。	●転入先の市区町村で、各種手当の住所変更手続きが必要です。			

□その他の手続き

●教育委員会 学校教育課学務係（士別市東5条3丁目 士別警察署隣）☎0165-26-7303

項目	必要な手続き	手続き方法	確認欄
□小・中学校転校	転校の手続きが必要です。	●転出前に、士別市で通学していた学校、転入先の市区町村の教育委員会及び通学予定の学校へ確認してください。	

●保健福祉センター（士別市東11条5丁目 士別市立病院隣）☎0165-22-2400

項目	必要な手続き	手続き方法	確認欄
□妊産婦健康診査	士別市での手続きは必要ありません。	●士別市で発行した受診票は使用できません。 ●「妊産婦健康診査受診票」は、保健福祉センターに返却するか、ご自身で破棄してください。	

〈手続きメモ〉